

子どもの権利

第10号

ニュース

編集責任：日弁連子どもの権利委員会

2019年10月1日

夏季合宿企画①

子どもの権利条約採択30周年記念シンポジウム 「子どもの権利～いまとこれから」

子どもの権利委員会委員 中山 良平 (和歌山弁護士会)

1 去る、2019年8月27日、「子どもの権利条約採択30周年記念シンポジウム 子どもの権利～いまとこれから」が盛大に開催されました。当日は一般の方も含め、約200名の方が参加され、会場となったクレオはほとんどの席が埋まりました。

シンポジウムは、子どもの権利条約採択30周年、日本における批准25周年の節目の今、条約の理解は広まっているのか、今一度見つめ直し、さらに浸透させるため活動していきたいとの、菊地裕太郎弁護士(東京弁護士会・日弁連会長)の開会挨拶から始まりました。

2 はじめに、大谷美紀子弁護士(東京弁護士会・国連子どもの権利委員会委員)が「国連子どもの権利委員会の役割と日本における課題」と題して基調講演をされました。

まず、前提知識として、従来、自国民の人権保障はそれぞれの国に任されていたこと、1945年に国連が誕生し、世界人権



基調講演を行う大谷美紀子弁護士

宣言を皮切りに、各国が守るべき人権水準として条約ができ、その中で子どもの権利条約が成立したこと、国連は条約機関を設置し、各国がこれらの条約を守れているかを審査する役割を担っていること等の説明がありました。その上で、子どもの権利条約については、国連子どもの権利委員会が条約機関として、各国が条約を守れているか政府報告等を通して審査し、それに対する総括所見を出していることが報告されました。

審査の段階では、法律を整備しているかどうかの

形式的な話だけではなく、具体的にどのように実施、実現できているか等が重要であること、総括所見が出された後の段階では、各国がそれを受けてどのように問題とされた点を実現していくかが重要であること等が指摘されました。

大谷弁護士は、日本は子どもの権利の実現という点ではかなり遅れており、子どもの権利を実現していくことの難しさを実感するとともに、子どもの権利を守っていくためには、子ども自身に、自分に権利があり権利の主体者であることを伝えていく必要がある、そういう場を設けていく必要があると語られていました。

3 次に、「子どもの権利保障のために私たちにできること」と題して、田沢茂之氏(NPO法人子どもすこやかサポートネット代表理事兼コーディネーター)、松宮徹郎弁護士(東京弁護士会・NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事)、渡辺由美子氏(NPO法人キッズドア理事長)、そして大谷美紀子弁護士の4名をパネリストとしてパネルディスカッションが行われました。コーディネーターは相川裕弁護士(東京弁護士会)、柳優香弁護士(福岡県弁護士会)が務めました。

パネルディスカッションは、各パネリストの所属団体の活動内容の報告等がなされた後、田沢氏が体罰の問題性について、松宮弁護士及び渡辺氏が子どもの貧困についてお話しされ、それに対し大谷弁護士やその他のパネリストがコメントされる形で進行了しました。

体罰の点では、体罰がまだ根強く残っている現状が報告され、体罰の有害性が厳しく指摘された上で、体罰防止法の整備等が必要であることが議論されました。

子どもの貧困の点では、地域の子どもの地域で守る活動の重要性や、貧困の連鎖が将来への夢や希望を持っていないことにつながることから、行政や企業と連携して子どもの学習支援や生活支援をしていくことが大切であることが議論されました。

最後に、大谷弁護士からは、各国間での格差や、地域的格差が生じており、経済的格差が教育や医療の格差につながっているとの指摘がなされ、子どもの権利条約の浸透、子どもの権利の実現が重要であるとされました。

会場からは、子どもの権利条約について、総括所見を実現していくことも重要であるが、やはり、いかに審査されており、どのように政府報告が読まれているか教えてほしいとの質問が上がりました。これに対し、大谷弁護士からは、国連子どもの権利委員会としては、条約の求める水準と国の現状の差を見ていること、他国の審査の内容を参考にしつつ、今いかなる論点が重要視されているか把握する情報収集も重要であること等が回答されました。ほかにも多数の質問が上がり、子どもの権利に関する関心の高さがうかがわれました。



パネルディスカッションの様子

4 最後に、日弁連子どもの権利委員会委員長である岩佐嘉彦弁護士(大阪弁護士会)の挨拶があり、シンポジウムは閉会となりました。

夏季合宿企画②

「今、法制審少年法・刑事法部会で議論されていること3」

子どもの権利委員会事務局次長 鮎川 愛 (長崎県弁護士会)

第2企画では、少年法適用年齢引下げ問題を取り上げました。

まず、現在までの法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会の議論状況について、山崎健一弁護士(神奈川県弁護士会)から報告がなされた後、一橋大学の葛野尋之教授から、部会で検討されている制度の問題点等について、改正案は少年に対しても社会に対してもマイナスの影響があり、少年非行の実体とも合致していないことについて講

演いただきました。

さらに、一橋大学の本庄武教授から、民法成年年齢引下げとの関係について講演いただきました。例として、民法成年年齢を引き下げても、同じ民法の中で養親年齢をあえて20歳とする旨の法改正をしていることを挙げ、18歳という年齢の未成熟性を指摘し、民法から自立性の高い法律である少年法において民法成年年齢と合致させる必要はないとの指摘がされました。

最後に、金矢拓弁護士(第二東京弁護士会)から、諸団体の年齢引下げ反対の動きについて説明がなされました。参加した研究者や弁護士からも活発な会場発言があり、今後の更なる活動・運動に有意義な企画となりました。



第2企画の様子